

実施要領

1. 件名 松山市こども計画策定支援業務委託
2. 概要及び目的
こども基本法第10条に基づき、令和5年12月に公表した国のこども大綱を勘案し、本市のこども施策についての計画を定めるため、松山市こども計画（以下「こども計画」という。）を策定する。
この要領は、こども計画の策定にあたり、本市の現状や課題、社会情勢や市民ニーズなどを適切に捉えるとともに、策定後の周知啓発や進行管理などを効果的・効率的に実施するため、指名型プロポーザル方式によって企画提案を募集し、優れた分析力や企画力、創造力、豊富な経験等を有する事業者を選定することを目的とする。
3. 業務内容 仕様書（別紙1）のとおり
4. 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
5. 履行場所 市長の指示する場所
6. 契約方法 指名型プロポーザル方式による随意契約
7. 提案限度価格 15,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
なお、提案限度価格を超える提案については無効とする。
8. 評価基準 評価基準書（別紙2）のとおり
9. 選考方法
 - (1) 委託事業者は、指名型プロポーザル方式により選考する。
 - (2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき市長が決定する。
 - (3) 選考は、評価基準書に基づき提案書等、プレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行うこととするが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じてオンラインでのプレゼンテーションまたは書面審査に変更する場合がある。
 - (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。
ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
 - (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
 - (6) 選考結果は参加者すべてに通知する。
 - (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止する。
10. 選考委員会の構成
選考委員会は市職員5名で構成する。なお、外部の有識者（2名）を置き、意見を求めるものとする。
11. 実施要領に関する質問・回答・公表
 - (1) 受付期間 令和6年1月26日（金）から令和6年2月5日（月）午後5時まで
 - (2) 受付方法
別紙様式に基づき質問書に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAX・口頭等での質問は受付けないものとする。
また、電子メールを送信した後に、こどもえがお課まで送信した旨の電話をすること。
なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受付けるものとする。
 - (3) 回答及び公表
質問者に令和6年2月9日（金）午後5時までに電子メールで回答するとともに、松山市ホームページで公表する。
ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

1.2. 参加承諾、辞退届の提出

- (1) 提出期限 令和6年2月16日(金) 午後5時(必着)
- (2) 提出場所 松山市二番町四丁目7-2
松山市こども家庭部こどもえがお課 担当:遠富、森田
- (3) 提出方法 持参又は郵送等(信書の郵送に適する方法)
*持参の場合は9時~17時(土日、祝日を除く)

1.3. 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和6年2月29日(木) 午後5時(必着)
- (2) 提出書類

①提案書

提案書には、下記の(ア)~(カ)に関する事項のほか、仕様に沿った提案を記載すること。

(ア) 松山市こども計画策定に当たっての基本的な考え方について

(イ) 別記1「松山市こども計画の策定に向けて」の『2. 計画のコンセプト』の(1)~(3)を実現するための課題とその解決方法について

※策定過程や冊子等でどのように実践・表現していくのかを、具体例や過去の実績等で示すこと。

(ウ) 包含・一体的に策定する予定の、こども施策に関する本市の個別計画の包含方法

(エ) 子ども・子育て支援事業計画以外の部分で想定される調査・分析業務の内容と進め方について

(オ) 子どもや若者からの意見の取り入れ方や、こども計画の周知方法について

(カ) 業務の実施体制、業務責任者の実績及び本業務に関連する業務実績について(提案書とは別に、実績を示す付属資料(契約書、報告書の概要等の写し)を添付)

<提案書作成上の留意事項>

・提案書は、A4縦置き片面印刷で20ページ以内(表紙は含まない。)で作成すること。

・文字サイズは11ポイントを標準とすること。

・提案書のカラー(白黒・多色刷り)や図表の有無は問わない。

・提案書には、表紙を除き、申請団体(法人名)など、提案者を特定できる記載は行わないこと。

②参考見積書(消費税及び地方消費税を明記すること)

参考見積書は仕様書(別紙1)に基づき、歩掛等を積み上げた合計金額(消費税及び地方消費税を含む)を記載すること。なお、添付する積算書の様式は任意とする。

- (3) 提出部数 各8部(正本1部・副本7部)

- (4) 提出場所 上記1.2(2)と同じ

- (5) 提出方法 上記1.2(3)と同じ

- (6) 参考資料 提案書及び参考見積書の作成に当たっては、次の資料を参考にすること。

①第2期松山市子ども・子育て支援事業計画(概要版/全体版)

②松山市子どもの未来応援プラン

※上記の各資料は、松山市こども家庭部こどもえがお課及び子育て支援課ホームページからダウンロード可能

①<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kosodate/boshi/jigyokeikaku2.html>

②<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/fukushi/jido/kodomonomirai.html>

1.4. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

- (1) 実施日時 令和6年3月上旬(詳細な時間については別途通知する。)

- (2) 実施場所 別途通知する。

- (3) 実施時間 1者につき35分程度
プレゼンテーション 20分程度
ヒアリング 15分程度

- (4) 出席者

①1者につき3名までとする。

②業務責任者となる予定の者は原則、出席すること。

- (5) 留意事項

プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、パソコン・プロジェクター等は参加者が用意すること。この場合、事務局にその旨を連絡すること。

なお、プレゼンテーション・ヒアリングは個別に行い、非公開とする。

15. スケジュール

- | | |
|-----------------------|------------------------------|
| (1) 指名通知・実施要領等の配布 | 令和6年1月26日(金) |
| (2) 実施要領等に関する質問の受付 | 令和6年1月26日(金)
～令和6年2月5日(月) |
| (3) 実施要領等に関する質問の回答・公表 | 令和6年2月9日(金) |
| (4) 参加承諾・辞退届の提出締切り・公表 | 令和6年2月16日(金) |
| (5) 提案書等の提出締切り | 令和6年2月29日(木) |
| (6) プレゼンテーション・ヒアリング審査 | 令和6年3月上旬(予定) |
| (7) 特定・非特定結果の通知・公表 | 令和6年3月中旬(予定) |
| (8) 契約締結・公表 | 令和6年3月下旬(予定) |

16. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 実施要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (7) 指名通知の日から契約締結日までに松山市の入札参加資格停止または入札参加制限の措置を受けた場合

17. 無効事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 「7 提案限度価格」を超えた見積額を提示した場合

18. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものはこの限りではない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は松山市に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 本プロポーザルの参加を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを行わない。
- (9) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項は事務局が定める。
- (10) 特定結果の公表の際は、被特定者以外の参加者と評価結果が結びつかないよう配慮する。ただし、参加者数が2者のみの場合はこの限りでない。

19. 事務局

〒790-8571

松山市二番町四丁目7-2

松山市子ども家庭部子どもえがお課 担当：遠富、森田

TEL：089-948-6039

FAX：089-934-1822

メールアドレス：kodomoegao@city.matsuyama.ehime.jp